

## 京都大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 20 年 5 月 30 日制定  
京都大学学術情報リポジトリ特別委員会

### (趣旨)

1. 京都大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)は、本学において作成された研究・教育活動の成果物(以下「研究・教育成果物」という。)を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外への無償公開を通して研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存(以下「登録」という。)する範囲は、本学において作成された次の各号に掲げる研究・教育成果物とする。(文字資料以外の電子的資料(画像・データ集)を含む)
  - (1) 学術論文(学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等)
  - (2) 学位論文(博士論文、修士論文)・卒業論文
  - (3) 教育資料(講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等)
  - (4) 部局等が作成した紀要・研究記録等
  - (5) 学内に基盤をもつ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等
  - (6) その他、京都大学図書館協議会学術情報リポジトリ特別委員会(以下「特別委員会」という。)が適当と認めたもの

### (登録者)

3. リポジトリに研究・教育成果物を登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 当該研究・教育成果物の作成に関与した本学の在籍者(過去に在籍したことのあ  
る者を含む)。
  - (2) (1)を構成員に含む団体。
  - (3) その他、特別委員会が適当と認めた者。

### (登録の手続き)

4. 登録を希望する者(以下「登録者」という。)は、次に掲げるリポジトリの登録条件を承諾したうえで図書館機構長に登録書(別紙1)を提出するものとする。ただし、登録者が団体である場合、図書館機構長との間の覚書をもって登録書にかえることができる。また、「京都大学学位規則」および「京都大学における博士学位論文のインターネット公表に関するガイドライン」に基づき、平成 25 年度以降に学位を授与された博士学位論文の登録については、登録書の提出を不要とするものとする。なおこの承諾により著作権は

移転しない。

- (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開(送信)する。
- (3) 複製物の保全(バックアップ)及び利用のための複製を行う。

(登録・公開)

5. リポジトリに登録する研究・教育成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査したうえで登録・公開する。

(削除・非公開化)

6. リポジトリに既に登録された研究・教育成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、特別委員会の議を経て、登録された研究・教育成果物の一部又は全部を削除又は非公開化する。
  - (1) 削除・非公開化の申請があった場合。
  - (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合。

(利用条件)

7. リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。
  - (1) 著作権法等の定める条件。
  - (2) 公開する研究・教育成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件。

(利用条件の周知)

8. 図書館機構長は、公開に際し、前項に定める利用条件をウェブサイトを通じて周知する。

(免責事項)

9. リポジトリでの研究・教育成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、京都大学はその責任を負わない。

(事務組織)

10. リポジトリに係る事務は、附属図書館において処理する。

(その他)

11. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。